

8 神栖市業界研究会運営業務仕様書

1 業務名

8 神栖市業界研究会運営業務

2 業務の目的

少子高齢化の進行による労働人口の減少により、地域産業を支える人材の確保は厳しい状況にある。また、茨城県では、県内高校生の多くが首都圏を中心とする大学に進学するとともに、卒業後の就職を機に県外に流出している状況にあり、当市においても若者の人口流出は課題となっている。

このため、市内高等学校に在籍する生徒に対し、市内の産業や企業について知見を広げる機会を提供することで、高校卒業後の地元での就職についての理解を深める契機とし、定住促進及び地域産業の活性化に資することを目的として本事業を実施する。

3 委託期限

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

4 業務の内容

業務の内容は次のとおりとする。

(1) 業界研究会の開催

市内企業及び市内高等学校を対象とし、業界研究、企業研究及び就職に係る情報収集に寄与することを目的に、各企業が自社の事業内容や特長等を説明する場として「業界研究会」を開催すること。

業界研究会開催の要件は以下ア～カによるものとする。また、業界研究会の円滑かつ効果的な開催のため、(2)～(7)を実施すること。

ア 開催形式

高校生に対し、30社以上の事業所が双方向性のオンライン形式により説明する場とすること。

イ 参加企業

神栖市内または鹿島臨海工業地帯に本社または事業所を有し、高等学校の新卒を正社員で採用する予定のある企業とする。なお、参加企業の選定は市と協議のうえ決定すること。

ウ 実施時期

市および事業所、高等学校と協議のうえ、実施時期を決定すること。

エ 対象者

市内高等学校に在籍する１年生又は２年生を主な対象とすること。

オ 運営人員の配置

業界研究会運営にあたっては、運営責任者１名及び、運営に必要な人員を配置し、円滑な運営を行うこと。なお、研究会の円滑な事業運営のため、運営スケジュールを作成し、市へ提出すること。

カ 参加費等

本事業に参加する学生、企業の参加費は全て無料とする。

（２）事業の企画運営

高等学校との調整や実施方法の提示、広報媒体の選定、開催日選定など事業全体の企画、スケジュール管理等を行い、進捗に合わせて市と協議を行い円滑な事業運営に努めること。

（３）企業への周知

受託者のもつネットワークを駆使し、本事業についての広報を実施すること。また、過去の事業経験から、有効な広報計画案を作成し、最終的な広報計画については市と協議のうえ決定すること。

（４）企業の応募フォームの作成及び受付、選定

受託者のもつ企業情報等を駆使し、参加を希望する企業の応募フォームの作成及び受付を行い企業選定等を実施すること。

（５）企業案内資料の作成

業界研究会への参加を希望する企業に係る情報を集約した、企業案内資料を作成すること。企業案内資料は、業界研究会の参加者に配布されるほか、企業周知を目的に市のホームページ等への掲載を前提とするものであり、各企業の事業内容・業務内容・職場環境・PRポイント等、企業が伝えたい事項と高校生が知りたい事項をマッチングさせたいことで分かりやすく集約・整

理した内容とし、詳細については、市と協議のうえ決定すること。

また、委託者から求めがあった場合には、デザイン・レイアウトを含む妥当な提案が可能であること。

(6) アンケート調査の実施

学生に及び企業向けに、業界研究会に対するニーズや価値観などを把握するためのアンケート調査を実施し、報告書に結果を掲載すること。

(7) その他、本事業の実施に付随する業務

その他、本事業の実施に付随する業務を行うものとし、市から委託業務の履行状況について説明、報告を求められた場合には速やかに対応すること。

5 成果品

(1) 委託業務報告書 2部

以下を報告の事項とする。

ア 委託業務の実施内容

イ 参加者の数、在籍学校および学年の集計結果

ウ アンケート調査結果

エ 企業案内資料

オ その他市が指示するもの

(2) 5 (1) の電子データ (PDF またはエクセル形式)

(3) 企業案内資料の編集用データ一式 (Microsoft Office で編集可能な形式で納品すること。なお、文字原稿及び納品データは、市が更新、WEB サイトへ掲載等自由に二次使用できるものとする。)

(4) 業務完了報告書 (市が指定する様式)

6 納品場所

神栖市産業経済部企業港湾商工課

7 業務完了の検査

成果品のすべてを提出した後、仕様、内容の確認をもって検査とする。

8 著作権等

本成果品の制作のために撮影した映像素材の著作権については、二次的著作

物に関する権利を含め市に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受託者または第三者が権利を有する書作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権は、個々の著作者に帰属するものとする。納入される成果品に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約書等に係る一切の手続きを行うものとする。

9 守秘義務

- （１）受託者は、本事業の実施に関し知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、市の許可を得ずに、複製、改変してはならない。
- （２）受託者は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、作業上知り得た事項の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
- （３）（２）の規定については、本事業を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- （４）本業務のため市から提供された情報等については、委託業務完了後、速やかに市に返還するか、市の指示に従い処理するものとする。
- （５）本事業の一部を第三者に委託して実施させる場合は、当該者は受託者と同様の秘密保持義務を負うものとする。

10 その他

- （１）本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、市との協議を要するものとする。
- （２）業務の履行にあたり、十分な業務実績及び知識を有する者を配置すること。
- （３）本業務中に生じた諸事故、賠償等について、速やかにその内容を市に報告するものとし、受注者においてその一切の責任を負うものとする。
- （４）業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合、速やかに市が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- （５）業務の主たる部分を再委託してはならない。ただし、他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は、書面により市の承認を得ること。